

ハートフル税制（重度障がい者多数雇用法人）のご案内

大阪府では、府内における障がい者雇用の促進及び職業の安定を図るため、一定の数・割合を超えて障がい者を雇用する法人の法人事業税を軽減する「ハートフル税制」を実施しています。

（１）対象法人と軽減内容

■ 要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。）

- ① 平成 22 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に府内の事務所又は事業所において重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者を新たに雇入れることにより、法人及び府内の事務所又は事業所ともに、②から④までの要件を満たした法人である。
- ② 雇用する「身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」が常に 5 人以上である。
- ③ 雇用する「労働者」に対する「身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」の割合が常に 20% 以上である。
- ④ 雇用する「身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」に対する「重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」の割合が常に 30% 以上である。

- 「法人」とは、地方税法第 72 条の 2 第 4 項に規定する「人格のない社団等」及び同条第 5 項に規定する「みなし課税法人」を含み、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という）第 43 条に規定する特殊法人を除きます。
- 「労働者」とは、法第 43 条第 1 項に規定する常時雇用する労働者（以下「常用雇用労働者」という）をいいます。なお、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の者は含まれません。
- 「常用雇用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲」については、5 頁をご覧ください。
- 労働者数の算定について、法附則第 3 条第 2 項に規定する除外率は適用されません。
- 労働者数、障がい者の数・割合の算定については、短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者）は 1 人の雇用をもって 0.5 人として算定します。
- 障がい者数・割合の算定について、重度身体障がい者や重度知的障がい者は、1 人の雇用をもって 2 人として算定することはできません。（※ダブルカウントはできません。）
但し、精神障がい者である短時間労働者及び特定短時間労働者については、次のとおり算定してください。
 - ・精神障がい者である短時間労働者
雇入れからの期間等に関係なく、1 人の雇用をもって 1 人として算定します。
 - ・特定短時間労働者
1 週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満である重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者の方は 1 人の雇用をもって 0.5 人として算定します。

■ 軽減内容

法人事業税について、現行税率の 9 / 10 を軽減した税率を適用
（※外形標準課税の対象法人はハートフル税制の対象外です。）

■ 適用年度

要件を初めて満たした日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度

※注意

次に該当する事業年度については、法人事業税の軽減税率は適用されません。

- ・事業年度終了の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超えている事業年度
- ・府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んだ事業年度
- ・申告期限前3年の間に、法人事業税の決定処分、法人税の重加算税・法人事業税の重加算金の決定処分等一定の事実がある場合には、その申告期限に係る事業年度
- ・事業年度終了の日現在におけるその発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が資本金の額又は出資金の額が1億円を超える一の法人により所有され、又は出資されている場合は、その事業年度
- ・法第44条から第45条の3までの規定の適用を受ける親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、特定事業主又は特定組合等に該当する場合は、その事業年度

(2) 法人事業税の軽減手続

■ 適用手続等

次の **確認手続** と **軽減税率の適用手続** の両方の手続を行ってください。

● 確認手続

法人事業税の軽減を受けようとする事業年度の申告に先立ち、確認を受けていただく必要があります。申請内容を審査し、後日、確認結果を通知します。【注1・注2】

提出期限	確定又は中間（予定申告を除く。）申告のそれぞれの申告期限前30日まで ※ 郵送でご提出ください。
提出先	大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ
必要書類	○特定特例子会社等確認申請書 ○添付書類 ①障害者雇用状況等報告書 ②定款の写し ③登記事項証明書（登記簿謄本） ※事業年度終了（中間申告にあつては計算期間終了）後に交付された<u>原本</u> ④常用雇用労働者43.5人以上の法人にあつては、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し ⑤調整金・報奨金を受給している法人にあつては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した「障害者雇用状況等報告書」の写し ※初めて軽減を受けようとする場合は、併せて以下の添付書類（要件を満たしたことが確認できる直近のもの）をご提出ください。 ⑥労働者名簿の写し ⑦賃金台帳の写し ⑧出勤簿又はタイムカードの写し ⑨労働条件通知書又は雇用契約書の写し ⑩雇用する労働者が身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者に該当することを証する書類

【注1】 **確認手続については、提出後の修正等を防止するため、提出前の下書き段階で確認させていただきますので提出先（障がい者雇用促進グループ：8頁参照）までご連絡ください。**

【注2】 確認手続に係る申請書の作成及び書類の収集にあたっては、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に沿って、障がい者の方のプライバシーの保護に十分なご配慮をお願いします。（4頁「個人情報の保護」参照）

● **軽減税率の適用手続**

「確認手続」を行った後、次のとおり府税事務所に提出してください。

提出期限	確定又は中間申告期限まで
提出先	府税事務所
必要書類	○法人事業税の確定又は中間申告書 ○添付書類 ①確認結果通知書の写し ②風俗営業等を営む法人でない旨の申立書 ③貸借対照表

各手続の提出期限を経過すると軽減税率の適用を受けることができませんのでご注意ください。

(3) 雇用状況の確認

確認手続において「確認申請書」や「障害者雇用状況等報告書」に記載された内容を確認するため、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提出や、大阪府の職員が事業所を訪問し、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提示をお願いすることがあります。

このため、各事業主におかれましては、「労働者名簿」、「賃金台帳」、「出勤簿又はタイムカード」、「労働条件通知書又は雇用契約書」、「雇用する労働者が身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者に該当することを証する書類（身体障害者手帳又は医師の診断書、療育手帳又は知的障がい者判定機関が交付した判定書、精神障害者保健福祉手帳 等）」を5年間保管しておいてください。

(4) 申請書等の様式の入手方法

確認手続等に使用する「確認申請書」、「障害者雇用状況等報告書」及び「風俗営業等を営む法人でない旨の申立書」等は次のホームページからダウンロードしていただけます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/yousiki.html

また、確認手続の窓口（障がい者雇用促進グループ：8頁参照）でもお渡ししています。

ハートフル税制（重度障がい者多数雇用法）チェックリスト

チェック項目のすべてに該当した場合、所定の手続を行うことにより、軽減税率の適用を受けることができます。
※但し、詳細な要件により適用ができない場合もあります。

チェック欄	項 目
☐	① 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表 2 に定める特殊法人ではない。
☐	② 平成 22 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に、府内の事務所又は事業所において重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「重度身体障がい者等」という）である労働者を新たに雇入れた法人である。
☐	③ ②の重度身体障がい者等である労働者の雇入れにより、初めて④⑤⑥の要件を満たした。
☐	④ 規定の「法人」であり、かつ「府内の事務所又は事業所」で雇用する身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「対象障がい者」という）である労働者が常に 5 人以上である。
☐	⑤ 規定の「法人」であり、かつ「府内の事務所又は事業所」で雇用する労働者に対する対象障がい者の割合が常に 20% 以上である。
☐	⑥ 規定の「法人」であり、かつ「府内の事務所又は事業所」で雇用する対象障がい者である労働者に対する重度身体障がい者等の割合が常に 30% 以上である。
☐	⑦ 法人事業税の外形標準課税の対象法人ではない。
☐	⑧ 事業年度末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である。
☐	⑨ 申請する事業年度中に府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んでいない。
☐	⑩ 申告期限前 3 年の間に法人事業税の決定処分、法人税の重加算税の決定処分等を受けていない。
☐	⑪ 事業年度末の発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える一の法人により所有され、又は出資されていない。
☐	⑫ 法第 44 条から第 45 条の 3 までの雇用率の算定の特例を受けていない。
☐	⑬ 他の「ハートフル税制の適用」を受けていない。
☐	⑭ 申請する事業年度に「成長特区税制の適用」を受けていない。

個人情報の保護

障害者雇用状況等報告書の作成をはじめ、申請書の作成及び書類の収集にあたっては、個人情報保護の観点から、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（※）」に準じて、以下の取扱いをしてください。

※厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>

- (1) ハートフル税制の適用を受けるために、障がい者手帳等の所持や障がいの状況等を把握・確認すること、その個人情報を大阪府に提供する場合には、ハートフル税制の適用を受けるために用いること等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。
- (2) ハートフル税制の適用を受ける目的以外の目的（法第 43 条に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況の報告や法附則第 4 条に規定する報奨金の申請など）で取得した個人情報を、ハートフル税制の適用を受けるために用いる等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。
- (3) (1) または (2) の同意を得るにあたり明示すべき事項は以下のとおりです。
 - ①ハートフル税制の適用を受けるために保管、必要があれば大阪府に提出するという利用目的
 - ②ハートフル税制の適用を受けるために必要な個人情報の内容
 - ③取得した個人情報は、原則として毎年度利用するものであること
 - ④ハートフル税制の適用にあたり大阪府から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること
 - ⑤利用目的の達成に必要な範囲内で、障がい等級の変更や障がい者手帳等の有効期限等について確認を行う場合があること
 - ⑥障がい者手帳等を返却した場合、または障がい等級の変更があった場合は、その旨申し出てほしいこと
 - ⑦障がい者本人に対する公的支援策や企業による支援策
- (4) (1) または (2) の同意を得るにあたり、照会への回答、障がい者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- (5) (1) または (2) の同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、併せて同意を得るようなことはしないでください。あくまで別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。

〈把握・確認にあたっての留意事項〉

- 個人情報の把握・確認にあたって、どのような場合であっても行ってはならない事項は、次のとおりです。
- 利用目的の達成に必要な情報の取得を行うこと。
 - 労働者本人の意思に反して、障がい者である旨の申告又は手帳の取得を強要すること。
 - 障がい者である旨の申告又は手帳の取得を拒んだことにより、解雇その他の不利益な取扱いをすること。
 - 正当な理由なく、特定の個人を名指しして情報収集の対象とすること。

○産業医等医療関係者や企業において、健康情報を取り扱う者は、労働者の障がいに関する問い合わせを受けた場合、本人の同意を得ずに、情報の提供を行うこと。

常用雇用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲

(1) 常用雇用労働者の範囲

常用雇用労働者とは、雇用契約の形式如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、次の①～④のように1年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。

なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、常用雇用労働者の範囲には含まれません。

- ①雇用期間の定めのない労働者
- ②1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
- ③一定期間（1月、6月等）を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
- ④日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（上記③同様。）

また、以下の労働者については取扱いにご留意ください。

- ・「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。
- ・「休業中」の労働者（育児休業等含む。）は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用雇用労働者に含まれます。
- ・外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含みません。
- ・生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- ・いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- ・65歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

《短時間労働者》

常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

(2) 対象となる障がい者の範囲

- 「**身体障がい者**」とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障がい者が2以上重複する方です。
- 「**重度身体障がい者**」とは、このうち1級又は2級とされる方及び3級に該当する障がいを2以上重複して有すること等によって2級に相当する障がいを有するとされる方です。
- 「**知的障がい者**」とは、児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医（以下「知的障がい者判定機関等」といいます。）又は法第19条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定された方です。
- 「**重度知的障がい者**」とは知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当します。
 - ・療育手帳で程度が「A」とされている方
 - ・療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている方（上記の知的障がい者判定機関等による判定書が対象です。）
 - ・障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された方
- 「**精神障がい者**」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

■ ハートフル税制を適用した場合の法人事業税の税率（令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度）

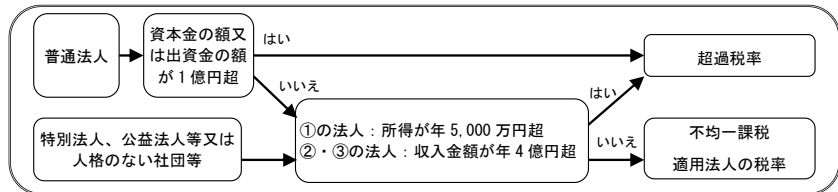
区分	法人の種類	所得等の区分	税率（％）		
			超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率
① 所得を課税の基礎とするもの	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	適用軽減税率 年 400 万円以下の所得	0.375	0.35	3.5
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	0.5665	0.53	5.3
		年 800 万円を超える所得	0.748	0.7	7
	特別法人	軽減税率不適用法人			
		適用軽減税率 年 400 万円以下の所得	0.375	0.35	3.5
		年 400 万円を超える所得	0.523	0.49	4.9
② 収入金額を課税の基礎とするもの	③ 以外の 電気供給業、保険業等	収入割	0.1065	0.1	1
③ 収入金額及び所得を課税の基礎とするもの	小売・発電事業法人等	収入割	0.08025	0.075	0.75
		所得割	0.19425	0.185	1.85

特別法人とは、地方税法第 72 条の 24 の 7 第 7 項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

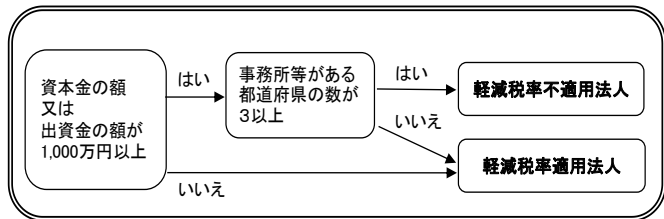
収入割の標準税率は法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

《税率判定の参考》

1 超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定



2 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



- ・事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から 6 か月を経過した日の前日）の現況の額で判定します。
- ・所得が年 5,000 万円超又は収入金額が年 4 億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2 以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第 6 号様式の「㊸欄」に記載すべき額若しくは「㊹欄」に記載すべき額又は申告書第 6 号様式（その 2）の「㊸欄」に記載すべき額、「㊹欄」に記載すべき額若しくは「㊺欄」に記載すべき額（当該金額に 1,000 円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が 1 年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000 万円（又は 4 億円）×事業年度の月数÷12 月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。

○重度障がい者多数雇用法人に対する上記の税率は、要件を初めて満たした日の属する事業年度終了の日の翌日から 5 年の間に終了する各事業年度に適用されます。

○成長特区税制の事業計画の認定を受けた法人は、一定期間（※）ハートフル税制は適用できません。

（※）事業計画の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度まで。

■ ハートフル税制を適用した場合の特別法人事業税の計算方法

税 額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額（注１） × 税率（注２）

（注１）基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

（注２）税率は、所得を課税の基礎とする法人のうち特別法人以外の法人が 37%、特別法人は 34.5%、収入金額を課税の基礎とする法人は 30%、収入金額及び所得を課税の基礎とする法人は 40%の税率となります。

（注意）特別法人事業税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

FAQ（よくある質問）

Q 1 NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人は対象になりますか。

A 1 対象になります。

Q 2 就労継続支援A型事業で雇用に関する要件を満たした場合は対象になりますか。

A 2 対象になります。

Q 3 適用要件となっている労働者数の算定について、短時間労働者も算定する必要がありますか。

A 3 1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者は、1人を1人として算定します。同じく20時間以上30時間未満である短時間労働者も算定対象となり、1人を0.5人として算定してください。なお、週20時間未満の者は算定対象になりません。

Q 4 適用要件となっている障がい者数の算定について、重度障がい者をダブルカウント（1人の雇用をもって2人カウント）することができますか。

A 4 重度身体障がい者や重度知的障がい者であっても、ダブルカウントはできません。
ただし、精神障がい者である短時間労働者及び特定短時間労働者については、1頁に記載のとおり算定します。

Q 5 令和5年12月1日に重度身体障がい者を雇入れ、重度障がい者多数雇用法人の要件を満たしました（事業年度：4月1日から3月31日まで）。法人事業税の軽減を受けることのできる期間を教えてください。

A 5 法人事業税の軽減については、重度障がい者多数雇用法人の要件を満たした日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度について適用されます。

お示しのケースの場合、要件を満たした日（令和5年12月1日）の属する事業年度の終了する日が令和6年3月31日であり、その翌日である令和6年4月1日から5年の間に終了する各事業年度について法人事業税の軽減が受けられます。

（適用事業年度）

- 1年目 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 2年目 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 3年目 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4年目 令和9年4月1日～令和10年3月31日
- 5年目 令和10年4月1日～令和11年3月31日

Q 6 一時的に雇用に関する要件を欠いたものの、直ちに障がい者を雇入れ雇用要件を満たした場合、法人事業税の軽減を受けることはできますか。

A 6 一時的であっても雇用に関する要件を欠く期間があれば、その事業年度における法人事業税の軽減を受けることはできません。

なお、翌事業年度以降の各事業年度において要件を欠く期間がなければ、法人事業税の軽減を受けることができます。

■ 本税制の適用要件や確認手續に関するお問い合わせ窓口

大阪府就業促進課 障がい者雇用促進グループ

● 所在地

〒540-0031

大阪府中央区北浜東3-14エル・おおさか(大阪府立労働センター)本館11階

● 電話番号

ダイヤルイン (06) 6360-9077・9078

ハートフル税制は、「特定特例子会社」、「重度障がい者多数雇用法人」、「障がい者多数雇用中小法人」に対し、法人事業税の軽減税率を適用する税制です。

詳しくは、ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/index.html をご覧ください。

大阪ハートフル税制

検索

(参考)

障がい者を多数雇用する事業主向けの「国の税制優遇措置」はこちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai-shakoyou/shisaku/intro-yugusochi.html

■ 申告の受付・法人府民税及び法人事業税等に関するお問い合わせ窓口

事務所名	電話	郵便番号	所在地	担当区域
中央	TEL 06(6941)7951	540-8507 (法人申告書送付専用郵便番号)	大阪府中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内全域
三島	TEL 072(627)1121	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	TEL 072(752)4111	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331	573-8501	枚方市岡東町19番1号 ステーションヒル枚方オフィスB 9階	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

◎ 開庁時間は平日の午前9時から午後5時45分までです。
お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。

詳細については、府税あらかると (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/index.html>) をご覧ください。